

令和元年度 土木施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業
東広島市災害復旧関連事業促進PM・CM業務
仕様書

1. 業務内容

(1) 業務の名称

令和元年度 土木施設災害復旧事業・農業用施設災害復旧事業 東広島市災害復旧関連事業促進PM・CM業務（以下「本業務」という。）

(2) 本仕様書の位置付け

本業務の仕様書（以下「本仕様書」という。）は東広島市（以下「本市」という。）が取り組む本業務に係る提案説明資料として作成したものである。

なお、本業務は公募型プロポーザル方式を採用することから、本仕様書において本市が提示した目的を達成するための実現方法などについて提案することができる。

また、契約段階において仕様調整により内容等に変更がありうることをあらかじめ了承すること。

2. 業務の概要

(1) 目的

平成30年7月の豪雨災害を受けて本市では「平成30年7月豪雨災害復旧・復興プラン」を策定し、応急復旧工事を最優先に進めるとともに、本格的な復旧・復興事業の加速化に取り組んでいるところである。

本事業の対象は、道路、河川、農地、林道等と多岐にわたり、かつ発注及び令和3年度末までを目標とした早期完成が求められている。事業促進のためには、事業全体の工程検討、発注計画の検討、入札・契約方式の検討（委託業務、工事）、輻輳する関連事業との調整、地元協議、関係機関との協議など取り組まなければならない課題も多い。

そのため、PM・CM方式を導入し、本事業を合理的に進めると同時に、事業実施の加速化を図ることを目的とする。

(2) 基本的事項

①豪雨災害を受けた地区の中で、被災の大きい安芸津町、河内町の復旧事業について、発注者支援を実施する。

②復旧事業を効率的に進めるため、事業の組み立て、事業監理に重点をおくプロジェクトマネジメント（PM業務）を実施する。

③事業促進重点地区（正司畑・岩伏地区等）及び安芸津町においては、設計及び工事監理を主に行うコンストラクションマネジメント（CM業務）の全部又は一部を実施する。

(3) 場所及び対象事業

本業務の範囲は、下記に示す場所及び対象事業とする。

①場所

- ・正司畑・岩伏地区等（※別紙「正司畑岩伏地区概要図」参照）
- ・安芸津町内（正司畑・岩伏地区等を除く）
- ・河内町内

②対象事業

- ・土木施設災害復旧事業
- ・農業用施設災害復旧事業
- ・林道施設災害復旧事業

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和3年3月19日まで

(5) 実施体制

本業務の実施にあたっては、下図に示すとおり、管理技術者のほか、主任技術者を2名及び担当技術者を2名以上配置する。

常駐技術者2名までの執務室は発注者が確保する。

各技術者への指揮命令は受託者が行うこと。

また、非常駐者による後方支援としてのバックオフィスを確保することで、事業執行上の課題への対応、急を要する作業の増加等に対応できるように実施体制を整備するものとする。

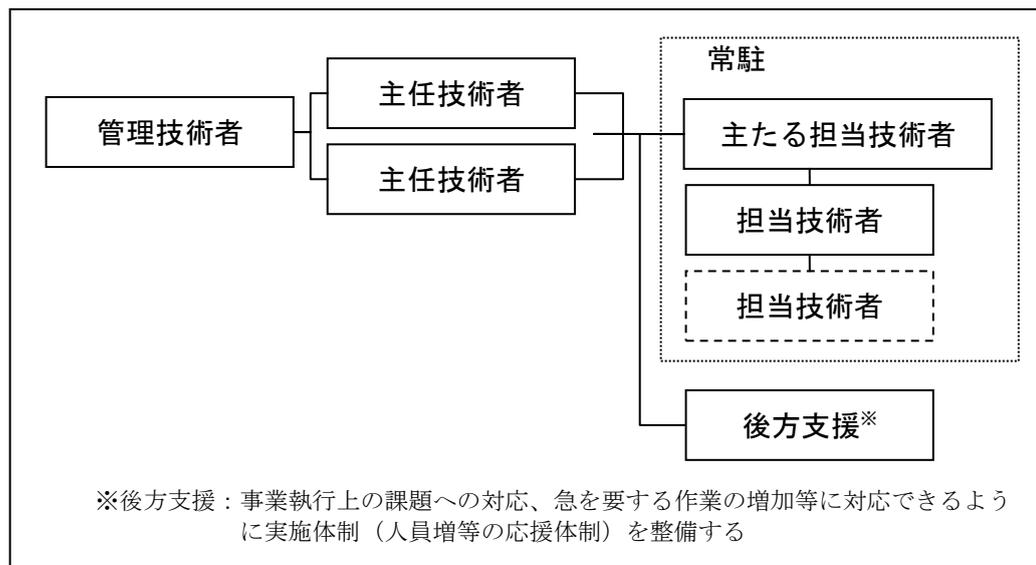


図 本業務の実施体制イメージ

- ①管理技術者は、この業務の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限を有するものとされ発注者は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- ②主任技術者は、管理技術者の指示を受け、対象業務を遂行・把握するとともに、現場業務の包括的な管理・運営を行う。また、自ら事業調整業務を担当してもよい。
- ③担当技術者は管理技術者及び主任担当技術者の包括的指示のもとに事業調整業務を担当する。

3. 業務の内容

本業務において対象となる業務の内容は下記のとおりである。なお、地区別の実施項目は別紙「地区別業務項目」に示す。

(1) 共通事項

①業務計画書の作成

本業務の実施に向け、支援方針内容と役割分担を含む業務計画書の作成を行う。

②現地踏査

本業務を実施する上で必要となる現地状況や現場条件を把握するため、現地踏査を行う。

③協議・打合せ

本業務の実施前、実施中、成果品納入時において、調査職員との協議・打合せを実施する。

④情報公開への対応支援

事業の進捗過程における情報公開への対応として、資料作成等の支援を行う。

⑤災害のまとめ作成

平成30年豪雨災害で東広島市が受けた被害の状況や、対応状況、復旧・復興状況などをまとめた冊子を作成する。

(2) 事業監理

①事業計画の進捗管理、更新（作成）支援

既存の対象事業別事業計画の確認、事業工程計画の確認を行い、事業進捗の管理を行う。また、必要に応じて事業計画の更新（作成）を行う。

②事業リスクの検討

地区別に事業を実施する上でのリスク（施工確保に係わる課題）を抽出し、対策方針について検討する。

③実施計画案の策定支援

①で策定される事業工程計画に基づき、工事の実施手順及びマスタースケジュールを作成する。なお、事業進捗状況に応じて、更新を行う。

④関係機関協議、地元協議の支援

事業が進捗する各段階で、必要となる関係機関協議、地元協議、住民説明に向けた支援を行う。

⑤発注計画決定のための支援

工事発注に関する発注計画の提案、発注ロットの決定支援を行う。また、工事工程に影響がある用地取得情報の整理を行う。

⑥各種会議運営の支援

事業を実施する上で必要な会議体の検討を行い、会議運営の支援を行う。

(3) 入札契約事務

① 工事の発注準備支援

工事の契約図書に係わる資料作成の支援を行う。なお、積算は含まない。

② 入札・契約支援

測量・調査・設計等業務又は工事に関する入札・契約方式の検討及び企業選定資料の作成、入札参加企業の評価等の支援を行う。また、必要に応じて、入札参加予定企業への現場説明に関する支援及び入札参加企業への質疑回答のとりまとめ等を支援する。

(4) 測量・調査・設計監理

① 設計図書、業務計画書の確認

業務受託者との契約内容を確認し、提出される業務計画書を確認する。

② 測量・調査・設計の条件確認

測量・調査・設計を実施する上で必要となる条件を確認し、現場条件との不整合が確認された場合は、是正のための検討を行う。

③ 業務の監督支援

測量・調査・設計受託者から報告・提出される資料について、契約図書との整合性を確認する。また、受託者への助言・調整を行う。

④ 設計変更に係わる支援

契約内容に変更が生じた場合、あるいは変更の必要性が確認された場合に、設計変更に係わる支援を行う。なお、積算は含まない。

⑤ 成果品の確認、検査への支援

設計成果の内容を確認するとともに、完成検査に向けた立会等の支援を行う。

(5) 工事監理

① 設計図書、施工計画書の確認

工事請負者との契約内容を確認し、提出される施工計画書を確認する。

② 施工体制の確認

工事請負者から提出される施工体制台帳の確認及び施工体制の確認を行う。

③ 工事の監督支援

工事請負者から報告・提出される資料について、契約図書との整合性を確認する。また、工事請負者への助言・調整を行う。

④ 設計変更に係わる支援

契約内容に変更が生じた場合、あるいは変更の必要性が確認された場合に、設計変更に係わる支援を行う。なお、積算は含まない。

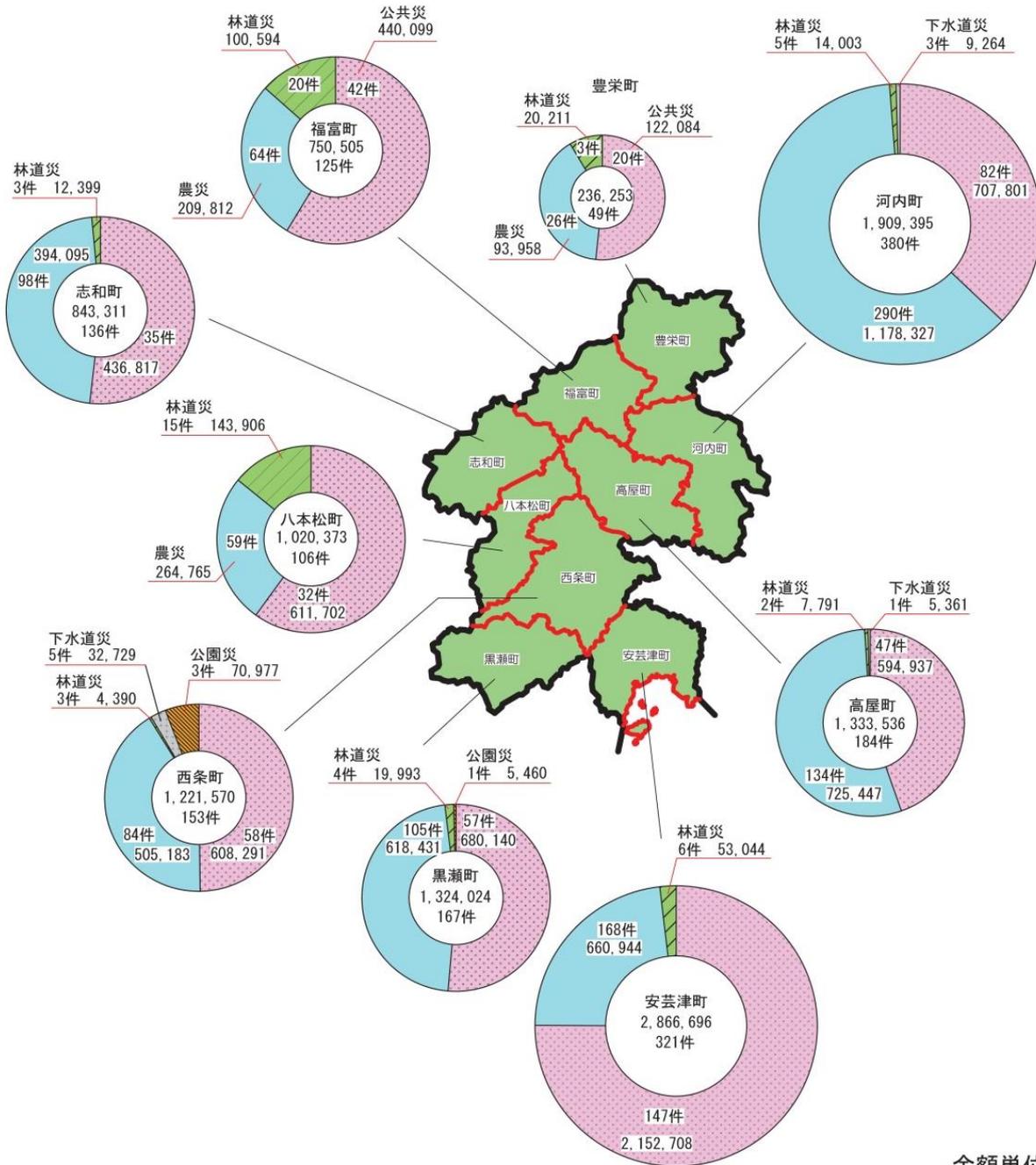
⑤ 工事への立会、検査への支援

工物品質を確保するため、工事施工の立会を行い、工事材料の品質及び施工状況の段階確認を行うとともに、完成検査に向けた支援を行う。また、適正な工程管理、設計者及び施工者との協議・打ち合わせ、工事請負者への助言・調整を行う。

4. 本市の課題

(1) 本市の災害の状況と進捗状況

① 災害査定状況



市全体の状況

金額単位：千円

査定件数	1,622件
査定額	11,505,663千円

※このほかに学校施設3件(9,799千円)があります。

凡 例	
	道路、河川、橋梁など（公共災）
	農地、ため池、水路など（農災）
	林道（林道災）
	污水管渠、施設など（下水道災）
	公園（公園災）

②災害事業種別ごとの進捗状況（令和元年12月19日現在）

災害事業種別	工事完了 件数	工事中 件数	入札依頼 件数	不調対応 件数	未着手 件数	廃工 件数	被災総数 件数	進捗率 件数	完了率 件数
公共災（建設部）	85	121	23	85	204	2	520	40.0%	16.7%
農災	7	80	22	50	769	100	1,028	18.2%	10.4%
林道災	1	4	3	0	52	1	61	9.8%	3.3%
公共災（下水道）	8	0	0	0	1	0	9	88.9%	88.9%
公共災（公園）	3	1	0	0	0	0	4	100.0%	75.0%
市内全体	104	206	48	135	1,026	103	1,622	25.5%	12.8%

③入札不調の状況（令和元年12月18日現在）

事業別不調率	合冊	公共	公園	下水	農業	林道	合計
積算入札件数	190	389	5	10	182	8	588
積算不調件数	64	168	1	2	74	0	245
積算不調率	33.7%	43.2%	20.0%	20.0%	40.7%	0.0%	41.7%

町別不調率	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
積算入札件数	39	19	21	29	27	8	2	24	21	190
積算不調件数	4	5	8	9	8	2	1	17	10	64
積算不調率	10.3%	26.3%	38.1%	31.0%	29.6%	25.0%	50.0%	70.8%	47.6%	33.7%

④当業務対象件数（入札依頼・不調対応・未着手件数）

- ・安芸津町内（PM）※正司畑・岩伏地区含む

	査定件数	査定済額
公共災	118	1,821,944千円
農災	149	581,252千円
林道災	5	30,311千円
合計	272	2,433,507千円

- ・安芸津町正司畑・岩伏地区（CM）

	査定件数	査定済額
公共災	21	588,097千円
農災	20	52,453千円
林道災	3	18,513千円
合計	44	659,063千円

- ・河内町内（PM）

	査定件数	査定済額
公共災	69	640,273千円
農災	266	1,059,471千円
林道災	5	14,003千円
合計	340	1,713,747千円

(2) PM・CM【災害復旧事業を進める上での課題】

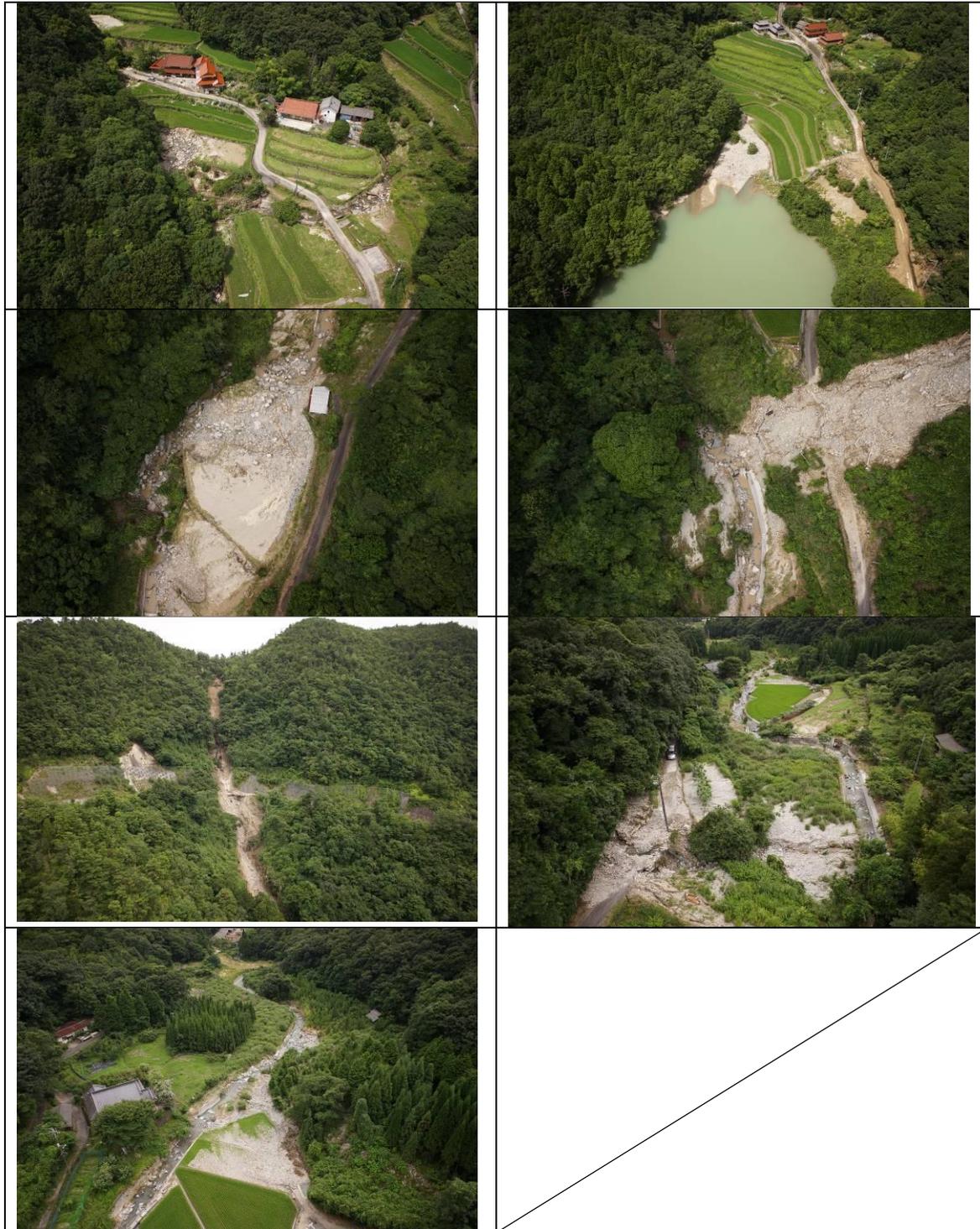
① PM (プロジェクト・マネジメント) に関する事項	
	課題
1	<p>災害復旧工事については、業者の手持ち工事が一杯となり、入札不調が増加して、契約に結び付いていない。</p> <p>一方で、一般事業については、落札率が高い状況もある。</p> <p>現在、余裕工期の設定や、復興歩掛・復興係数を導入するとともに、今後、復興JVの導入などを行う予定であるが、入札不調の大幅な改善は見込まれない状況である。</p>
2	<p>債務負担や繰越などに加え、施越や事業を超えた合冊発注などを行っており、予算管理や繰越や完了検査事務など煩雑になっている。進捗状況のデータは、本市のGISにて管理しているが、担当者各々が入力しているため、オンラインでの入力が難しくチェックにも時間を要している。</p>
3	<p>マンパワー不足により、地元への声掛け（設計説明）や協議ができないため、きめ細かい優先度が決められない。</p> <p>市としては、被災年を含む3年での完成を目標としていたため、令和3年春の作付けが可能な状況に復旧していく必要がある。</p>
4	<p>今後、積算や監督行為が増大することから、これらを含む事務の簡素化が求められている。また、調達困難な資材も発生しており、状況確認や見積り依頼などに時間を要する。</p>
5	<p>来年度以降の課題（今後の災害への備え）</p> <p>復旧前に新たな災害が発生することを想定した対応。</p>

② CM (コンストラクション・マネジメント)	
	課題
1	<p>CMの主な業務箇所である安芸津町正司畑・岩伏地区は市内最大規模（約7億円）の災害が発生している。</p> <p>正司畑・岩伏地区の現場条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離合が困難な狭隘な道路 ・ 道路と並走する河川災害が多い。 ・ 農地と河川が同時被災している。 ・ 地形が急峻である。 ・ 復旧箇所が点在している。 ・ 材料調達が困難となっている環境保全ブロックでの設計となっている。 ・ 施工の下流域は、①広島県の管轄の河川災害工事が行われている。②しろうおの漁業権が設定されており、施工時期に制約がある。 ・ 被災箇所を避けて耕作されている農地も点在する。 <p>以上の条件を踏まえ、令和4年3月末を目途に工事完了させる計画を検討する。</p>

2 災害規模が大きく、件数も多いことから、重要変更審査事務への対応が大きな負担となってくる。

(3) 正司畑・岩伏地区現場写真

空中写真は被災直後（現在、道路の応急復旧は済んでいる。）







5. 協議・打合せ

本業務の協議・打合せの回数は以下のとおりとし、原則、管理技術者及び主任技術者が出席すること。

- (1) 業務着手前 1回
- (2) 中間時 1回/月、その他必要に応じて実施する
- (3) 成果品納入時 1回

6. 各種会議への出席

会議の内容は以下を想定している。会議回数は下記のとおりとし、原則、定められた技術者が出席すること。

(1) 定例会議

- ①回数：1回/週
- ②会議内容：
事業進捗状況の確認、事業リスク対応状況（課題と対策）の確認等
- ③出席者：主任技術者（1名）、主担当技術者ほか

(2) 工程会議

- ①回数：2回/月
- ②会議内容：
事業計画の確認、事業工程の確認、懸案事項対応方針の決定
- ③出席者：管理技術者、主任技術者（2名）、主担当技術者ほか

(3) 事業調整会議

- ①回数：適宜
- ②会議内容：
関連プロジェクト間の関係事業者（国、県、インフラ事業者等）による調整会議
- ③出席者：管理技術者、主任技術者（1名）、主担当技術者ほか

(4) その他、発注者が必要と認める会議

7. 成果品の提出

受託者は成果品として以下の資料を納品しなければならない。なお、電子データについては、図面、地図データを除き、原則、ワードまたはエクセル形式を基本とする。

(1) 提出資料

①業務計画書

②災害のまとめ

③打合せ記録簿

④本業務の履行に係わる資料及び報告書（業務受託者、工事請負者から提出される資料を除く）

ア．共通事項（現地踏査、情報公開対応）

イ．事業監理（事業計画、事業リスク、実施計画案、関係機関・地元協議、発注計画、会議運営）

ウ．入札契約事務（発注準備、入札・契約）

エ．測量・調査・設計監理（設計図書、業務計画書、条件確認、業務監督、設計変更、成果品確認、検査支援）

オ．工事監理（設計図書、施工計画書、施工体制、工事監督支援、設計変更、工事立会、検査支援）

⑤その他発注者が必要と認めるもの

(2) 提出部数

①電子成果品

上記①、②、③、④、⑤のデータを収納したCD-R 2部

②紙成果品

A4版報告書 1部（図面等はA3版でも可） 1部

8. 権利の帰属

本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の一切の権利は本市に帰属するものとする。

地区別業務項目

業務項目	正司畑・岩伏 等地区	安芸津町 (左記を除く)	河内町
(1) 共通事項			
①業務計画書の作成		○	
②現地踏査		○	
③協議・打合せ		○	
④情報公開への対応支援		○	
⑤災害のまとめ作成		○ (市内全域)	
(2) 事業監理			
①事業計画の進捗管理、作成・更新支援	○	○	○
②事業リスクの検討	○	○	△
③実施計画案の策定支援	○	○	△
④関係機関協議、地元協議の支援	○	○	△
⑤発注計画決定のための支援	○	○	△
⑥各種会議運営の支援	○	○	△
(3) 入札契約事務			
①工事の発注準備支援	○	△	△
②入札・契約支援	○	△	△
(4) 測量・調査・設計監理			
①設計図書、業務計画書の確認	○	△	△
②測量・調査・設計の条件確認	○	△	△
③業務の監督支援	○	△	△
④設計変更に係わる支援	○	△	△
⑤成果品の確認、検査への支援	○	△	△
(5) 工事監理			
①設計図書、施工計画書の確認	○	△	△
②施工体制の確認	○	△	△
③工事の監督支援	○	△	△
④設計変更に係わる支援	○	△	△
⑤工事への立会、検査への支援	○	△	△

△：発注者との協議を踏まえ、必要に応じて追加指示（もしくは増額による変更契約）する可能性のある業務であり、今回のプロポーザルに係る評価の対象とはならない。